

仕 様 書

1 件名

文の京伝統工芸プロデュース事業委託

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

文京区指定場所

4 業務内容（伝統工芸プロデュース業務）

(1) 伝統工芸者に対するプロデュースの実施

区内の伝統工芸者に対して、プロデューサーを派遣し、情報発信、販路開拓、商品開発、後継者育成などの課題について助言や支援を行う。

派遣回数は、伝統工芸者1人当たり6回程度とし、年間で合計30回程度実施すること。

(2) 文京区伝統工芸会に対するプロデュースの実施

文京区伝統工芸会に対して、年間25回程度のプロデューサー派遣を行い、会合における助言、イベント等の企画・運営支援等を通じて、文京区の伝統工芸の知名度の向上と伝統工芸産業の振興を図ること。

(3) 支援計画の作成及び進捗の管理

事業実施に際して、1年間の具体的な支援計画を作成すること。

支援計画について、事業執行担当者と適宜協議し、適切な進捗の管理を行うこととする。

(4) 支援内容

(1)及び(2)の実施に際し、伝統工芸者及び文京区伝統工芸会の抱える課題やニーズを的確に把握し、課題の解決に向けて、次に掲げる項目の中から必要な支援策を検討し、実効性のある助言や支援を行うこと。

なお、区内伝統工芸者及び文京区伝統工芸会との信頼関係の構築に努めること。

ア 知的財産権に関する専門家によるセミナー開催や個別相談の機会提供

イ 文京区伝統工芸会の将来ビジョン策定支援

ウ 新規会員募集に向けた広報活動の支援

エ 次世代育成・地域連携を目的とした学校や若手人材と連携したイベントの企画・運営支援

オ 商品力・ブランド価値向上のための支援

カ ECサイトを通じた販路拡大とデジタルマーケティング強化支援

キ HP、SNSのほか様々なメディアを活用した情報発信の強化

ク 不忍通りふれあい館の展示コーナー等の有効活用

(5) 月次業務報告書等の作成・提出

ア 毎月の業務終了後、当該月の業務内容について報告書にまとめ、事業執行担当者が指定する期日までに提出すること。

イ 伝統工芸者との打合せを行った際は、速やかに議事録を提出すること。

5 業務内容（「文京匠ギャラリーサイト」運営業務）

(1) web ページの構築・運営

伝統工芸者の技術、作品等について発信する web ページ（以下「文京匠ギャラリーサイト」とい

う。)を構築し、運営を行う。

「文京匠ギャラリーサイト」の構築、運営に当たっては、別紙 web ページ作成細目を遵守すること。

(2) 伝統工芸者等の紹介

伝統工芸者及び技能名匠者等（以下、伝統工芸者等という）を紹介する一覧ページ及び個別ページを作成し、伝統工芸者等 10 人程度について掲載する。

ア 伝統工芸者等 1 人当たり 2 カットの写真撮影を行う。

イ 個別ページにおいては、各伝統工芸者等の職種、分野、技術、作品の特徴、経歴等について、訪問取材を行い、記事を作成する。

(3) 作品の紹介

伝統工芸者等の作品を紹介する一覧ページ及び個別ページを作成する。

ア 伝統工芸者等 1 人つき、3 作品程度を掲載し、1 作品当たり 3 カットの写真撮影を行う。

イ 作品は、業種、工房名等により、表示、検索ができるものとする。

ウ 作品は、伝統工芸者等の個別ページとリンクを設け、相互性を高める。

エ 伝統工芸者等から作品情報に関する修正依頼があった場合には、速やかに修正業務を行うものとする。

オ 掲載する作品情報は、以下のとおりとする。

- ① 作品名
- ② 作品紹介文
- ③ 素材、サイズ等、製品情報
- ④ 問合せ先、伝統工芸者等サイト情報
- ⑤ その他

(4) 伝統工芸関係イベント等についての情報発信

区実施事業「来て見て体験文京の伝統工芸」、区内で実施する伝統工芸関係のイベント、その他区が指定する事業について情報発信を行う。

掲載情報の管理・運営を行うとともに、区から修正依頼があった場合には、速やかに修正業務を行うものとする。

(5) 定例会の運営業務

定例会議を月 1 回開催し、業務の進捗を報告すること。

(6) web ページの周知

web サイト、「文京ソコヰカラサイト」、SNS 等を活用し、「文京匠ギャラリーサイト」について、積極的な周知に努めること。

(7) 実績報告の作成・提出

業務終了後、運営実績についてまとめた報告書を 1 部提出すること。

(8) 「文京匠ギャラリーサイト」にかかる著作権について

本契約に基づき作成された報告書等の成果品の著作権は、区に帰属する。

受託者は、区に移転された当該成果品に関して、著作者人格権を行使しないものとする。ただし、受託者が予め権利を有している著作物（以下「既存著作物」という。）が当該成果品に組み込まれた場合は、既存著作物にかかる著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合、受託者は、区及び区が当該成果品を提供した第三者に対し、無償・非独占の形で当該成果品を利用するた

めに必要な範囲において、既存著作物の利用を許諾するとともに、既存著作物につき著作人格権を行使しないものとする。また、第三者が著作権を有している著作物（以下「第三者著作物」という。）が当該成果品に組み込まれた場合は、第三者著作物にかかる著作権については、当該第三者に留保される。

6 秘密の保持

本契約の事業に当たって業務上知り得た秘密は、これを第三者に漏らしてはならない。

なお、この義務は本契約終了後も継続する。

7 支払方法

各月の検査合格後、受託者が提出する請求書に基づき支払うものとする。

8 その他

- (1) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、区契約事務担当と協議の上決定する。
- (2) (1)に関するものを除く、契約履行上の打合せ事項に関しては、事業執行担当者で行うこと。
- (3) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の外、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- (4) 本契約の履行に当たってハイブリッド車等の自動車を使用し、又は使用させる場合は、車両接近通報装置を備えた自動車を使用するよう努めること。
- (5) 本契約の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。
- (6) 本契約の履行に当たり、文京区情報セキュリティに関する規則（平成 15 年 6 月文京区規則第 50 号）を遵守すること。
- (7) 本契約の履行に当たり、文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例（平成 20 年 9 月文京区条例第 45 号）を遵守すること。
- (8) 本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守し、また、文京区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成 28 年 3 月文京区訓令第 13 号）の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。
- (9) 本契約の履行に当たっては、文京区男女平等参画推進条例（平成 25 年 9 月文京区条例第 39 号）第 7 条及び「性自認および性的指向に関する対応指針（令和 3 年 3 月 31 日付 2020 文総総第 1777 号）」を踏まえ、性別（性自認及び性的指向を含む。）に起因する差別的な取扱いを行わないこと。
- (10) 本契約の履行に当たり、業務内容に個人情報の取扱い（取得・入力・編集・分析・出力等）が含まれる場合は、「個人情報の取扱いを含む委託契約の履行に際し認識すべき主なポイント」を事前に確認・記入の上、契約書又は請書と共に区契約事務担当に提出すること。

9 連絡先

契約事務担当 総務部契約管財課契約係 電話：03-5803-1150

事業執行担当者 区民部経済課産業振興係 担当：飛田 電話：03-5803-1173